

学生のハラスメント防止意識の向上にむけて

— ハラスメント防止講演会における調査から見てきたもの —

芝崎 美和^{1)*}・安達 雅彦¹⁾・古城 幸子¹⁾・井関 智美¹⁾・福岡 悦子¹⁾
逸見 英枝¹⁾・久保田 トミ子¹⁾・矢庭 さゆり¹⁾・神原 光¹⁾・木村 靖弘¹⁾
後藤 吉明¹⁾・山縣 晴美¹⁾

(2011年11月22日受理)

2011年5月11日に全学部学科の1年次生を対象として人権啓発委員会主催のキャンパス・ハラスメント防止講演会が行われた。本講演会は、キャンパス・ハラスメントについての学生の理解を深めることを目的としていた。本稿では、本講演会の効果を測るために実施されたアンケート調査の結果を報告し、被害者救済のためにどのようなシステムの構築がさらに必要であるかについて論じる。
(キーワード) キャンパス・ハラスメント, 被害・加害経験, 防止講演会

I. はじめに

日本においてキャンパス・ハラスメントに注目が集められるようになってきたのは1990年代に入ってからのものである。まず、セクシュアル・ハラスメントについては、1993年に大学教授によるセクシュアル・ハラスメント事件が報道され、日本女性学会が教育現場でのセクシュアル・ハラスメントへの対応を文部大臣に要請したことをきっかけに、大学におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応を求める動きが広まった。1999年には、セクシュアル・ハラスメントに関する通達が文部省より各学校になされ、2000年には「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱が文部次官より各国公立大学長に送られた。これを受け、各大学ではセクシュアル・ハラスメント対策が積極的に講じられるようになった。

一方、アカデミック・ハラスメントは1990年代には社会的問題として捉えられるようになってきたものの、セクシュアル・ハラスメントに比べるとその認知度は低く、対応は後手に回ってきた。しかし、セクシュアル・ハラスメントは、研究教育上の関係で発生することから、その多くがアカデミック・ハラスメントとしての要素を含んでいるとの指摘がなされ、アカデミック・ハラスメントはセクシュアル・ハラスメントと同様に救済措置が講じられるべき重大な問題であるとの見方が広がった。このような社会的動向を鑑み、各大学はアカデミック・ハラスメントをセクシュアル・ハラスメントと定義上分けて捉えるとともに、アカデミック・ハラスメント専用の相談窓口を設けるなど、学内の対応体制を整備するようになってきた。

キャンパス・ハラスメントに関わるこれらの社会的動向を受け、本学でも以前より教員に対するキャンパス・ハラスメント防止の啓発を行ってきた。しかし、特にアカデミック・ハラスメントに関しては、学生からの申し立て事案が少なく、その一因は学生におけるキャンパス・ハラスメントの認知度の低さにあると推察された。そこで、2011年度より、本学ではキャンパス・ハラスメント防止啓発の一環として学生を対象とした人権啓発講演会を実施することとなった。初年度となる本年度では、広島大学ハラスメント相談室室長の横山美栄子氏を招聘し、学生を対象とした人権啓発講演会を実施した。本稿では、そこで得られた学生からのアンケート調査結果の概要を報告する。

II. 調査方法

1. 調査時期：2011年5月11日。
2. 調査対象者：看護学科1年次生63名（男性8名、女性55名）、幼児教育学科1年次生52名（男性2名、女性50名）、地域福祉学科1年次生51名（男性11名、女性40名）、専攻科16名（男性0名、女性16名）。
3. 手続き：質問紙による一斉調査を行った。質問紙は、回答者の属性（所属学科、性別）、ハラスメントについての認識（セクシュアル・ハラスメントについての認識度、パワー・ハラスメント/アカデミック・ハラスメントについての認識度）、被害/加害体験（被害にあった体験、加害者になった体験）、講演後の認識の変化、対応のイメージ化の9項目で構成された。

*連絡先：芝崎美和 新見公立短期大学 幼児教育学科 718-8585 新見市西方1263-2
1) 新見公立大学・短期大学人権啓発委員

表1 セクハラ/パワー・アカハラについての認識

	セクハラ/パワーの認識		アカハラの認識		被害経験		加害経験		講演後の認識変化		対応のイメージ化	
	認識あり	認識なし	認識あり	認識なし	認識あり	認識なし	認識あり	認識なし	認識あり	認識なし	認識あり	認識なし
看護学部	58(92)	5(8)	35(56)	28(44)	8(13)	55(87)	2(3)	61(92)	62(100)	0(0)	60(97)	2(3)
幼児教育学科	42(81)	10(19)	13(25)	39(75)	0(0)	52(100)	0(0)	52(100)	52(100)	0(0)	51(98)	1(2)
地域福祉学科	43(84)	8(16)	12(24)	39(76)	1(2)	50(98)	2(4)	48(96)	49(96)	2(4)	47(92)	4(8)
地域福祉専攻科	16(100)	0(0)	6(38)	10(63)	2(13)	14(88)	0(0)	16(100)	16(100)	0(0)	16(100)	0(0)

()内は%, 無回答を除く

Ⅲ. 結果

学科別に、セクシュアル・ハラスメントの認識、パワー/アカデミック・ハラスメントについての認識、被害経験、加害経験、講演後の認識の変化、対応のイメージ化についての分析を行った。結果を表1に示す。

1. セクシュアル・ハラスメントについての認識度

講演前にセクシュアル・ハラスメントについてどの程度認識していたかを分析した。「よく認識していた」と「まあまあ認識していた」をあわせて「認識あり」、「あまり認識していなかった」と「まったく認識していなかった」をあわせて「認識なし」とし、 χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行った。その結果、看護学部 ($\chi^2(1)=44.59, p < .01$)、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=19.69, p < .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=24.02, p < .01$)、専攻科 ($\chi^2(1)=16.00, p < .01$)のいずれの学部・学科でも「認識あり」の回答が多かった。このことから、セクシュアル・ハラスメントについては、多くの学生が入学前のある程度の知識を持っていたことがわかる。

2. パワー・ハラスメント/アカデミック・ハラスメントについての認識度

講演前にパワー・ハラスメント/アカデミック・ハラスメントについて認識していた程度を分析した。「よく認識していた」と「まあまあ認識していた」をあわせて「認識あり」、「あまり認識していなかった」と「まったく認識していなかった」をあわせて「認識なし」とし、 χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行ったところ、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=13.00, p < .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=14.29, p < .01$)では「認識あり」よりも「認識なし」の回答が多かった。このことから、セクシュアル・ハラスメントとは対照的に、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントについては一定数の学生があまり知識を持たないまま入学してきたことがうかがえる。

3. 被害および加害体験

ハラスメント被害にあった経験について χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行った結果、看護学部 ($\chi^2(1)=55.25, p < .01$)、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=52.00, p$

$< .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=47.08, p < .01$)、専攻科 ($\chi^2(1)=9.00, p < .01$)のいずれの学部・学科でも「被害経験がある」よりも「被害経験がない」と回答した者が多かった。続いて、加害者になった経験について χ^2 分析したところ、看護学部 ($\chi^2(1)=35.06, p < .01$)、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=52.00, p < .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=42.32, p < .01$)、専攻科 ($\chi^2(1)=16.00, p < .01$)のいずれの学部・学科でも「加害経験がある」よりも「加害経験がない」と回答した者が多かった。

4. 講演後の認識の変化

ハラスメントについての認識が講演後に変化したか否かについて質問した。「かなりあてはまる」と「まあまああてはまる」をあわせて「変化あり」、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」をあわせて「変化なし」として χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行った結果、看護学部 ($\chi^2(1)=62.00, p < .01$)、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=52.00, p < .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=43.31, p < .01$)、専攻科 ($\chi^2(1)=16.00, p < .01$)のいずれの学部・学科でも「変化あり」よりも「変化なし」と回答した者が多かった。このことから、ハラスメントについての理解を深めるという点において本講演は効果があったと推察される。

5. 対応のイメージ化

ハラスメントを受けた際の対応についてイメージを持つことができたか否かについて尋ねた。「かなりあてはまる」と「まあまああてはまる」をあわせて「イメージ化あり」、「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」をあわせて「イメージ化なし」とし、 χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行ったところ、看護学部 ($\chi^2(1)=54.26, p < .01$)、幼児教育学科 ($\chi^2(1)=48.08, p < .01$)、地域福祉学科 ($\chi^2(1)=36.26, p < .01$)、専攻科 ($\chi^2(1)=16.00, p < .01$)のいずれの学部・学科でも「イメージ化なし」よりも「イメージ化あり」と回答した者が多かった。したがって、ハラスメント被害にあった際に自身がとるべき行動や大学の対応機構について具体的にイメージするという点において、本講演が果たした役割は大きかったと考えられる。

表2 セクハラ認識と被害・加害経験との関連

	被害あり	被害なし	加害あり	加害なし
認識あり	11(6)	148(81)	4(2)	154(85)
認識なし	0(0)	23(13)	0(0)	23(13)

()内は%

6. ハラスメントについての認識と本講演の効果

1) セクシュアル・ハラスメントについての認識における本講演の効果

(1) セクシュアル・ハラスメントについての認識の程度と被害/加害経験との関連

セクシュアル・ハラスメントについて認識していた程度と被害経験および加害経験の有無が関連するかどうかについて χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行った。結果を表2に示す。分析の結果、セクシュアル・ハラスメントについては認識の高低にかかわらず「被害経験あり」よりも「被害経験なし」と回答した者の方が多く(高群： $\chi^2(1)=118.04, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=23.00, p < .01$)、「加害経験あり」と回答した者よりも「加害経験なし」と回答した者が多かった(高群： $\chi^2(1)=142.41, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=23.00, p < .01$)。

(2) セクシュアル・ハラスメントについての認識の程度と講演後の認識の変化との関連

セクシュアル・ハラスメントについて認識していた程度と講演後の認識の変化との間に関連が見られるかについて χ^2 検定したところ、認識の高低によらずほとんどの回答者がセクシュアル・ハラスメントについての認識が講演後に変化すると回答した(高群： $\chi^2(1)=154.03, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=19.17, p < .01$)。

(3) セクシュアル・ハラスメントについての認識の程度と対応のイメージ化との関連

セクシュアル・ハラスメントについて認識していた程度と対応のイメージ化との関連について χ^2 検定したところ、認識の高低にかかわらずほとんどの者が対応をイメージすることができたと回答した(高群： $\chi^2(1)=138.63, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=15.70, p < .01$)。

以上の結果から、セクシュアル・ハラスメントについては、予め知識を持っていた学生もそうでない学生も、本講演によってさらに理解を深め、新たに対応機構の流れを学習することができたと考えられる。

2) パワー/アカデミック・ハラスメントについての認識における本講演の効果

(1) パワー/アカデミック・ハラスメントについての認識の程度と被害/加害経験との関連

パワー/アカデミック・ハラスメントについて認識していた程度と被害経験および加害経験の有無との関連について χ^2 検定もしくはフィッシャーの正確検定を行った。結果を表3に示す。分析の結果、パワー/アカデミック・ハラスメントについては認識の高低によらず、「被害経験あり」よ

表3 パワー・アカハラの認識と被害・加害経験との関連

	被害あり	被害なし	加害あり	加害なし
認識あり	9(5)	57(31)	3(2)	63(35)
認識なし	2(1)	114(63)	1(1)	114(63)

()内は%

りも「被害経験なし」と回答した者の方が多く(高群： $\chi^2(1), p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=108.14, p < .01$)、「加害経験あり」よりも「加害経験なし」と回答した者が多かった(高群： $\chi^2(1)=54.55, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=11.04, p < .01$)。また、パワー/アカデミック・ハラスメントに関してはセクシュアル・ハラスメントとは対照的に、ハラスメントについての認識が低く、かつ被害/加害経験がないと回答した者が多かった。このような結果は、ハラスメントについての知識が不足していたために、経験した被害/加害行為をパワー/アカデミック・ハラスメントであると同等していなかった可能性を示すものである。

(2) パワー/アカデミック・ハラスメントについての認識の程度と講演後の認識の変化との関連

パワー/アカデミック・ハラスメントについて認識していた程度と講演後の認識の変化との間に関連が見られるかについて分析したところ、認識の高低によらずほとんどの回答者がパワー/アカデミック・ハラスメントについての認識が講演後に変化すると回答した(高群： $\chi^2(1)=61.06, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=112.03, p < .01$)。さらに、(1)においてパワー/アカデミック・ハラスメントについての認識が低く、かつ被害/加害経験がないと回答した者における講演の効果を検討したところ、1名を除くすべての者が講演後に認識が変化すると回答した($\chi^2(1)=109.04, p < .01$; $\chi^2(1)=109.04, p < .01$)。したがって、ハラスメントについての認識不足によって生じた潜在的な被害者および加害者の問題は、本講演によって部分的に解消できたと考えられる。

(3) パワー/アカデミック・ハラスメントについての認識の程度と対応のイメージ化との関連

パワー/アカデミック・ハラスメントについて認識していた程度と対応のイメージ化との関連を検討したところ、認識の高低によらずほとんどの者が対応をイメージすることができたと回答した(高群： $\chi^2(1)=57.257, p < .01$; 低群： $\chi^2(1)=96.86, p < .01$)。

以上の結果から、パワー/アカデミック・ハラスメントに関しては、ハラスメントと認識せずにハラスメント行為を受けていたもしくは与えていた学生がいた可能性が示され、このような潜在的な被害者および加害者の問題は、本講演によって少なからず解消されたと推察される。

IV. 考察および今後の課題

本講演の目的は以下の3点であった。第1に、学生がキ

キャンパス・ハラスメントについて十分な知識を得ることである。本調査結果から、パワー/アカデミックハラスメントについての入学時の認識はセクシュアル・ハラスメントに比べて低いこと、パワー/アカデミックハラスメントについて被害もしくは加害経験を報告する者は少ないが、未経験であると報告した者の多くがパワー/アカデミック・ハラスメントについて十分な知識を持ち合わせていなかったこと、またそれらのうちほとんどすべての者におけるパワー/アカデミック・ハラスメントの認識が本講演によって高められたことが示された。以上のことから、本講演は、ハラスメント防止についての学生の理解を深め、防止意識を高めたという点において有用であったと考えられる。

第2に、本講演で得られた知識に基づいて、学生が加害行為を意識的に抑制することである。本調査では、キャンパス・ハラスメントの中でもパワー・アカデミックハラスメントについての学生の理解が不十分であることが示され、同時に潜在的な加害者の存在も示唆された。御輿(2006)¹⁾によると、アカデミック・ハラスメントは、積極的加害行為者、消極的加害行為者、無自覚的加害行為者の3つに分類される。積極的加害行為者とは、意図的に嫌がらせ行為を行う者、消極的加害行為者とは嫌がらせを見て見ぬ振りをしたり、加害者の指示に従って嫌がらせに加担する者、無自覚的加害行為者とは、意図せずあるいは悪意なく示した言動によって他者の気持ちを著しく傷つける者を指す。これら3つのうち、後者2つをなくすことによりほとんどのアカデミック・ハラスメントがなくなると考えられている¹⁾。本調査から、潜在的な加害者であった可能性がある一部の学生において講演後にハラスメント意識の変化が認められたことから、本講演には、積極的加害行為だけでなく、消極的加害行為や無自覚的加害行為の抑止効果がある程度認めることができるといえよう。しかし一方で、一度の講演によって学生が得た知識が十分なものであるとはいえず、加害者となる可能性を低減するためには、ハラスメントについての理解を深める機会を繰り返し持つ必要がある。

第3に、学生が被害者に対する学内の対応機構について把握し被害時に取るべき行動について知ることである。他大学の相談体制を概観すると、相談窓口は学内、学外の2つに大別される。学内の相談窓口を設置する場合、多くは専門職員を配置しており、その理由として、第1に、研究教育上の関係を持つ教員が相談員であった場合、学生の相談意欲が著しく低下すること、第2に、加害教員が同僚であった場合、職務遂行上、相談員の心理的負担が大きくなることがあげられている²³⁾。学内相談窓口を設置する大学の多くは、専門員として臨床心理士やカウンセラーを配置しており、彼らに定期的な研修を義務づけているケースもある。学外の相談窓口を設置する大学では、中立的立場からの相談・調停あるいは公正なハラスメント対応を得ることを目的に、相談機関としてNPO法人や女性相談センターを取り上げ、被害学生にこれらの外部機関を頼るよう進

言している²⁾。本学では前者の学内相談窓口の仕組みを採用しており、本調査結果から、相談システムについては本講演によって学生に概ね理解されたと考えることができる。しかしながら、本学のハラスメント対応機構では、相談によって発生しうる利益と不利益を比較した学生が、不利益を優先し相談を断念する可能性を排除することはできない。

キャンパス・ハラスメントが社会的問題として取りざたされるようになった1990年代、多くの大学は事実認定と加害者の処分に注目した対応モデルを考案した。しかし、様々な事案を処理する中で、学生の利益に基づいた対応を考えていくためには、学習・教育・研究・就労環境の回復こそが重要事項であるとの共通見解が示されるようになった⁴⁾。また、申し立て事案に対する見方が被害者と加害者とは異なることから、明確な事実認定に至るケースは少なく、むしろ双方の意見をすりあわせる調整あるいは調停といった手続きが必要であるとの指摘もある⁵⁾。このような調整・調停を経て、学生の学習・教育・研究・就労環境を回復することに重点を置く救済システムを検討していくことが今後さらに求められる。

あわせて、ハラスメント被害を受けた学生の心理的ケアを担当する機関についても検討を進めていく必要がある。中道(2007)⁴⁾によると、学内相談窓口を設置する大学の多くは、常勤あるいは非常勤の心理専門相談員を配置し、問題が解決されたか否かにかかわらず被害学生の心理的ケアにあたらせている。被害学生に寄り添いともに問題を解決していくという姿勢こそが大学に求められているものであり、今後より精査された被害者救済システムを構築するためには、この点について重点的に検討していく必要がある。

文献

- 1) 御輿久美子：アカデミック・ハラスメントについての実態と防止対策についてひとのみち, 2005.
- 2) 中道基夫：キャンパス・ハラスメントの対策とその動向関西学院大学人権研究, 11, 43-47, 2007.
- 3) 沼崎一郎：キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対応ガイドーあなたにできること, あなたがすべきこと, 嵯峨野書院, 2005.
- 4) 中平大輔・山崎理央：大学におけるキャンパス・ハラスメントへの対応についての概観 福山大学人間文化学部紀要, 10, 113-120, 2010.
- 5) 江原由美子：キャンパス・ハラスメントとは何か 立命館大学先端総合学術研究科パートナーシップ委員会 立命館大学大学院先端総合学術研究科パートナーシップ委員会報告書 立命館大学大学院パートナーシップ委員会, 3-30, 2008.